

消 防 計 画

(目的)

第1条 この計画は消防法第8条第1項に基づき、【**●●ビル 等**】のうち【**●●株式会社 等**】における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(計画の範囲)

第2条 この計画は、【**●●ビル 等**】のうち【**●●株式会社 等**】に勤務し、出入りするすべてのものに適用する。

(管理権原者及び防火管理者の業務と権限)

第3条 管理権原者は、最終的な防火管理責任があることをこの計画の中で明確にし、次の業務を行う。

- (1) 管理権原者は、防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
- (5) それぞれの事業所等の管理権原者は、相互に連絡して防火対象物全体の安全性を高めるように努めるとともに、管理権原の及ぶ範囲について自ら積極的に取り組まなければならない。
- (6) 防火対象物点検の対象となるため、管理権原者は、点検を行った結果を防火管理維持台帳（次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録し、保存しなければならない。

ア 甲種防火管理講習の写し

イ 防火管理に係る消防計画の届出に係る写し

ウ 防火管理者の選任又は解任届出に係る書類の写し

エ 防火対象物点検に関する特例認定に係る申請書の写し

オ 防火対象物点検の特例認定に係る認定決定通知及び不認定決定通知

カ 消防用設備等の設置時の届出に係る書類の写し

キ 消防用設備等の設置時の検査に係る検査済証

ク 消防用設備等の点検結果報告書の写し

ケ 防火管理に係る消防計画に基づき実施される次の(ア)から(ク)までに掲げる状況を記載した書類

(ア) 防火対象物についての火災予防上の自主検査の状況（第5条関係）

(イ) 消防用設備等の点検及び整備の状況（第7条関係）

(ウ) 避難施設の維持管理の状況（第5条及び第8条関係）

(エ) 防火上の構造の維持管理の状況（第5条関係）

(オ) 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況（第9条）

(カ) 防火管理上必要な教育の状況（第11条関係）

(キ) 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の状況（第11条関係）

(ク) 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督の状況（第13条関係）

2 防火管理者は、この計画の作成および実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

(1) 消防計画の作成（変更）

(2) 消火、通報及び避難誘導の訓練の実施

(3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目に、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

ア 建物（基礎部分、外壁、内装、天井、階段等）

イ 防火設備（防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁等）

ウ 避難施設（階段、避難口等）

エ 電気設備（変電室、分電盤等）

オ 危険物施設（危険物許可施設、少量危険物貯蔵取扱所等）

カ 火気を使用する設備器具（給湯設備、厨房設備、ボイラー等。以下「火気使用設備器具」という。）

キ 消防用設備等

(4) 防火対象物点検の点検及び立会い

(5) 消防用設備等の点検、整備及び立会い

- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (7) 火気の使用及び取扱いの指導並びに監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 【 従業員 等 】に対する防火・防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (11) 管理権原者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) 地震対策の推進

（火元責任者の指定）

第4条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定める。

階数	担当場所（部屋名やテナント名等）	火元責任者（氏名又は役職）
●階	食堂、福祉施設●● 等	施設長 等

（自主検査）

第5条 建物等の自主検査は、別表1に基づき防火管理者又は火元責任者が実施する。

なお自主検査は、1ヵ月に1回以上行うこととする。

（防火対象物点検）

東、中、西のいずれかを記入。

第6条 防火対象物の点検を1年に1回ごとに、その結果を【 】消防署長に報告し、別表2の実施記録表に記録する。また、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図る。

（消防用設備等点検）

東、中、西のいずれかを記入。

第7条 消防用設備等の点検は次のとおり実施し、1年に1回ごとに【 】消防署長に報告し、別表2の実施記録表に記録する。また、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図る。

点 検 対 象	点検実施予定月		点 検 員
	機器点検	総合点検	

消火器	●月、×月		氏名
自動火災報知設備	●月	×月	消防 太郎
			又は
			株式会社●●
建物に設置されている消防用設備を記入			と点検保守契約を
			結び、点検、整備
			を実施する。

(避難施設の維持管理及び案内)

第8条 廊下、階段、通路、出入口、安全区画、防煙区画等その他避難のために使用する施設には、避難の妨げとなる物品を置かないように維持管理する。また、避難口等は、容易に解錠できるように維持管理する。

各階の多数の目に触れやすい場所に掲示すること。

2 避難経路図を作成し、【 1階 出入口付近、各階の階段付近 等 】に掲出する。

(収容人員の適正化)

第9条 当事業所の収容人員を把握し、適正に管理し、混雑が予想される時には掲示板や放送を活用し、また案内員を増やす等の適切な対応を行うこととする。

(自衛消防の組織)

第10条 火災が発生した時の役割や任務は、次のとおりとする。

役割		任務
隊長 (店長)		活動を指揮する。
副隊長 (副店長)		隊長を補助する。 隊長の代理として活動を指揮する。
消火班	隊員 (従業員A)	1 消火器を持って火災の起こっている場所に行く。 2 消火器や消火栓、または水で火を消す。
通報班	隊員 (従業員B)	1 声や非常ベルや放送で、火災の発生を知らせる。 2 119番(消防)に電話で通報する。 3 その場にいない関係者に連絡する。
避難誘導班	隊員 (従業員C)	1 放送や声で火災の発生を知らせる。 2 安全に避難できる方向へ誘導する。 3 けが人や逃げ遅れた人がいるか確認する。
応急救護班	隊員 (従業員D)	1 応急手当てを行い、救急隊と密接な連絡をとる。 2 負傷者の住所、氏名、搬送病院、電話番号、負傷程度等必要な事項を記録する。

※ 火災が発生した時の役割や任務は、シフトや人事異動を考慮し、都度指定する。決定した内容は【 1階 従業員休憩室 等 】に掲示し、朝礼時などに周知する。

従業員等が頻繁に出入りする場所を記入。

(防火管理上必要な教育等)

第 1 1 条 防火管理者は、次により防火管理上必要な教育及び訓練を行うものとし、訓練を行った場合、別表 2 の実施記録表に記録する。

区 分	実施予定月
消火訓練	●月 ×月
通報訓練	●月
避難訓練	●月 ×月
防火・防災教育	●月

(防火管理についての消防機関との連絡)

第 1 2 条 防火管理について、消防機関に連絡する必要のある事項は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理者の選任又は解任の届出
- (2) 消防計画の作成又は変更の届出
- (3) 建物の使用用途、構造等を変更する場合（部分的な変更も含む）の事前相談
- (4) 訓練を行う場合の事前の通報（別紙 1 の様式、電子申請又は口頭により通報）

(工事中の防火管理)

第 1 3 条 増築、改築、修繕、模様替え等の工事中の防火管理については、防火管理者が次に掲げる事項を指示又は監督し、工事に立ち会うこととする。

- (1) 工事に伴う内装や構造等の変更による消防法令違反の有無
- (2) 火気を使用する工事における消火器の準備等などの火災予防対策
- (3) 工事場所の整理整頓
- (4) 避難経路及び避難方法の工事関係者への周知

(防火管理業務の一部委託【**該当**・非該当】)

夜間の火災対応などを警備会社等に委託している場合は「該当」にあたる。

第 1 4 条 防火管理業務を委託している場合は、次のとおり一部委託する。

- (1) 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防の体長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施すること。

(2) 委託者への報告

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

別紙 2 のとおり。

(放火防止対策)

第 15 条 放火防止対策として、次に掲げる事項を遵守するよう努める。

- (1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- (3) 建物内外の整理整頓を行う。
- (4) トイレ及び洗面所の巡視を行う。
- (5) 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。
- (6) 挙動不審者を見掛けたら、防火管理者へ報告する。
- (7) ごみは、ごみ収集日の朝までごみ集積場には出さない。

(地震対策)

第 16 条 地震対策として、次に掲げる事項を遵守するよう努める。

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するためロッカー等の転倒防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。
- (4) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - イ 火気使用設備の直近にいる【 **従業員** 】は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
 - ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備について点検を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
- (5) 地震時の活動は、第 9 条の自衛消防の組織による活動を原則とし、次のアからウに掲げる事項を行う。

ア 自衛消防の組織の隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底し、混乱を防止するために建物内にいる者に適切な指示を行う。

一時避難場所として敷地内の安全な場所を記入。

イ 避難に当たっては、身の安全を確保した後【 屋外駐車場 等 】へ避難させる。

ウ 激しい地震の場合は建物内にいる者を避難場所【 東大阪市立●●小学校 】へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況等について説明する。

最寄りの市立小中学校を記入。

参考資料

建物の概要 別紙 3

管理権原の範囲 別紙 4

検査を実施した際に、○・×を記入。

自主検査表

(検査実施者：

) (実施年月日： 年 月

検査する項目	検査するポイント	結果
火元管理	給湯室や厨房などで火を使う時、まわりに可燃物がないことを確認しているか。	
	コンロの横や奥にある壁とコンロとの間に、安全な距離があるか。	
	換気扇やレンジフードは、油で汚れていないか。	
	(油を使った調理をしている場合) 換気扇やレンジフードの清掃を、定期的に行っているか。	
	タバコの後始末は確実に行われているか。	
	電気のコードやコンセント (ソケット) に異常はないか。	
建物管理	避難に使う通路や扉や階段に、避難の障害となる物品はないか。	
	防火扉やシャッターは支障なく開閉できるか。	
	非常用進入口に通ずる通路は、有効に確保しているか。	
	カーテンやじゅうたんに防炎性能があるか。	
消防用設備等全般	設備の外観にサビや損傷はないか。	
	用途変更や間仕切り変更はしていないか。(様々な設備において、未警戒部分ができる可能性がある)	
	設備を収納しているボックスの扉等を開いて、設備を使用することが簡単にできるか。	
	標識や表示灯 (赤色灯) で、設備の場所が簡単にわかるか。	
消火器	安全栓 (黄色い栓) が抜けていないか。	
	製造年から 10 年以上経過しているものはないか。	
	圧力ゲージの針は、緑色の範囲内を指しているか。(圧力ゲージのあるものに限る)	
屋内消火栓設備	消火栓の扉は、簡単に開閉できるか。	
	ホースやノズルや接続部に、損傷はないか。	
スプリンクラー設備	スプリンクラーヘッドに水漏れや変形はないか。	
	スプリンクラーヘッドの下部 45 cm、周囲 30 cm 以内に、散水障害となる棚や物品はないか。	

建物に設置されていない消防用設備は
斜線又は削除してください。

検査する項目	検査するポイント	結果
自動火災報知設備	受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	受信機の近くに警戒区域一覧図があるか。	
非常ベル	押しボタンの保護板に損傷はないか。	
放送設備	正常に放送ができるか、試験を行う。	
避難器具	降りる場所や操作する場所には何も物がなく、必要な広さがあるか。	
誘導灯	不点灯、ちらつき等がないか。	
連結送水管	送水口や放水口のまわりには物がなく、消防が簡単に活動できる状態にあるか。	
非常コンセント設備	使用の障害になる物がまわりにないか。	
水噴霧消火設備	散水の障害になる物はないか。	
泡消火設備	泡の散布の障害になる物はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	起動装置の近くの見やすいところに、「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」の表示があるか。	
	貯蔵容器の設置場所に標識があるか。	
屋外消火栓設備	ホースやノズルに損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備	水源水量が適正か。 ノズル、ストレーナー等に変形及び損傷はないか。	
ガス漏れ火災警報設備	受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
漏電火災警報器	電源表示灯は、点灯しているか。	
消防用水	道路から吸管投入口や採水口まで、消防車が簡単に進入して使用することができるか。	
	有効水量があるか。	
連結散水設備	送水口のまわりに、消防車が近づく障害になる物はないか。	
	散水ヘッドのまわりに、散水の障害になる物はないか。	
無線通信補助設備	無線機接続端子の近くに、無線機接続端子である事がわかる表示があるか。	

実施記録表

[illegible]

様式第 1 1 （第 9 条第 1 項関係）

年 月 日

（あて先） 東大阪市 消防署長

防火管理者 住 所
氏 名
電 話

消防訓練通報書

消防計画に基づく消火訓練及び避難訓練を実施するので、消防法施行規則第 3 条第 1 1 項の規定により、次のとおり通報します。

事業所の所在地	東大阪市		
事業所の名称		用途	
実施日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
訓練内容	消火訓練・避難訓練 (必須)	☐ 通報訓練 ☐ その他	
参加人員	人		
訓練概要（具体的に記入すること）			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 訓練計画書がある場合は、添付すること。
2 訓練内容の欄は、消火訓練及び避難訓練のほか実施を予定している訓練の□にレ
印を記入すること。
3 ※印の欄には、記入しないこと。

第 13 条に該当している場合に記入

別紙 2

防火管理業務の一部委託状況

該当する防火管理業務に✓

委託の方式

☐ 常駐

☒ 巡回

☐ 遠隔移報

☐ 常駐かつ遠隔

☐ 巡回かつ遠隔

業務を受託した者の情報

受託者の社名（氏名）

株式会社●●

受託者の住所

●●県～

担当事務所等の住所

●●府～

担当事務所等の連絡先

×××-××××-××××

駆け付けるのに必要な時間

約 ●● 分

委託する業務の範囲

☐ 遠隔移報による現場確認 ☒ 避難経路や消防用設備等の維持管理 ☒ 火気の点検や監視

☒ 火災発生や発見時の活動（ ☒ 初期消火 ☒ 通報連絡 ☒ 避難誘導 ）

☐ その他（詳細： ）

該当する項目を記入

別紙3

建物の概要

	社名等	役職等	氏名
所有者	株式会社●●	代表取締役	消防 太郎

建物構造	敷地面積	建築面積	延面積	収容人員
地上 2 階 地下 階 鉄骨 造	500.00 m ²	200.00 m ²	400.00 m ²	60 人 (従業員 20 人)

	施設名等	設置場所等	能力・容量・取扱数量
電気施設 ボイラ施設 危険物施設 など	変電設備	屋上	140kW
	少量危険物貯蔵取扱場	2 階 作業場内	ガソリン 100L

有無	消防用設備等の種別	特記事項
有 ☒ 無 ☐	消火器	
有 ☒ 無 ☐	屋内消火栓設備	ポンプ設置場所：1 階 階段下倉庫
有 ☒ 無 ☐	スプリンクラー設備	ポンプ設置場所： 制御弁設置場所
有 ☒ 無 ☐	自動火災報知設備	受信機設置場所：1 階 事務所
有 ☒ 無 ☐	非常ベル	
有 ☒ 無 ☐	放送設備	
有 ☒ 無 ☐	避難器具	
有 ☒ 無 ☐	誘導灯	
有 ☒ 無 ☐	連結送水管	
有 ☒ 無 ☐	非常コンセント設備	
有 ☒ 無 ☐	水噴霧消火設備	
有 ☒ 無 ☐	泡消火設備	
有 ☒ 無 ☐	不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	
有 ☒ 無 ☐	屋外消火栓設備	
有 ☒ 無 ☐	動力消防ポンプ設備	
有 ☒ 無 ☐	ガス漏れ火災警報設備	
有 ☒ 無 ☐	漏電火災警報器	
有 ☒ 無 ☐	消防用水	
有 ☒ 無 ☐	連結散水設備	
有 ☒ 無 ☐	無線通信補助設備	

管理権原の及ぶ範囲

管理権原の及ぶ範囲を文章又は平面図等で明示

4 階建て建物のうち、2 階部分全体